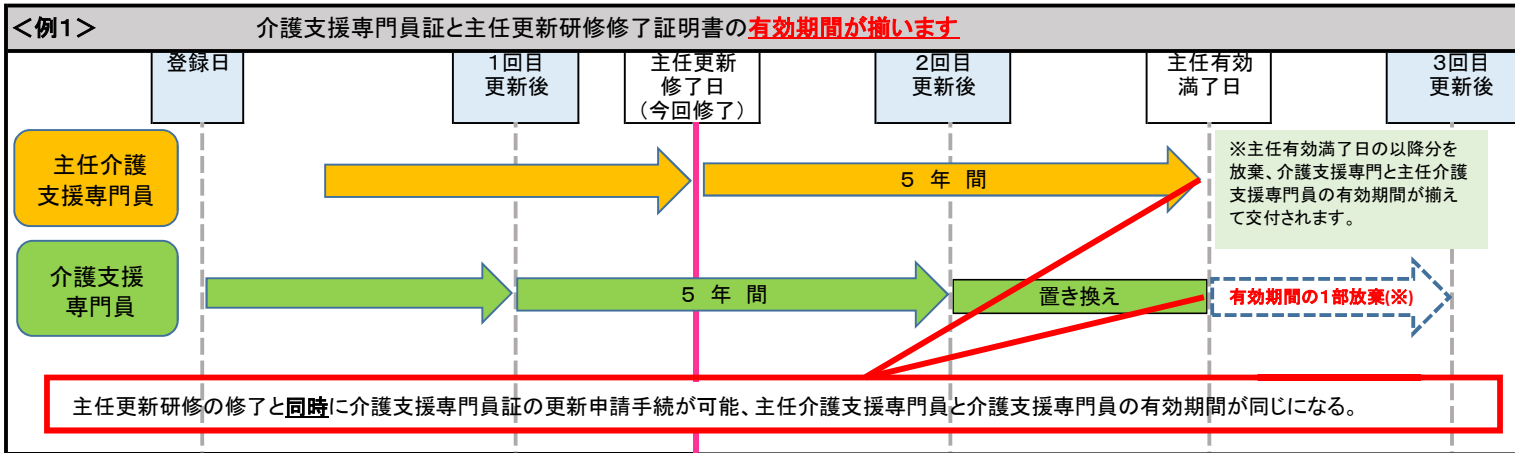


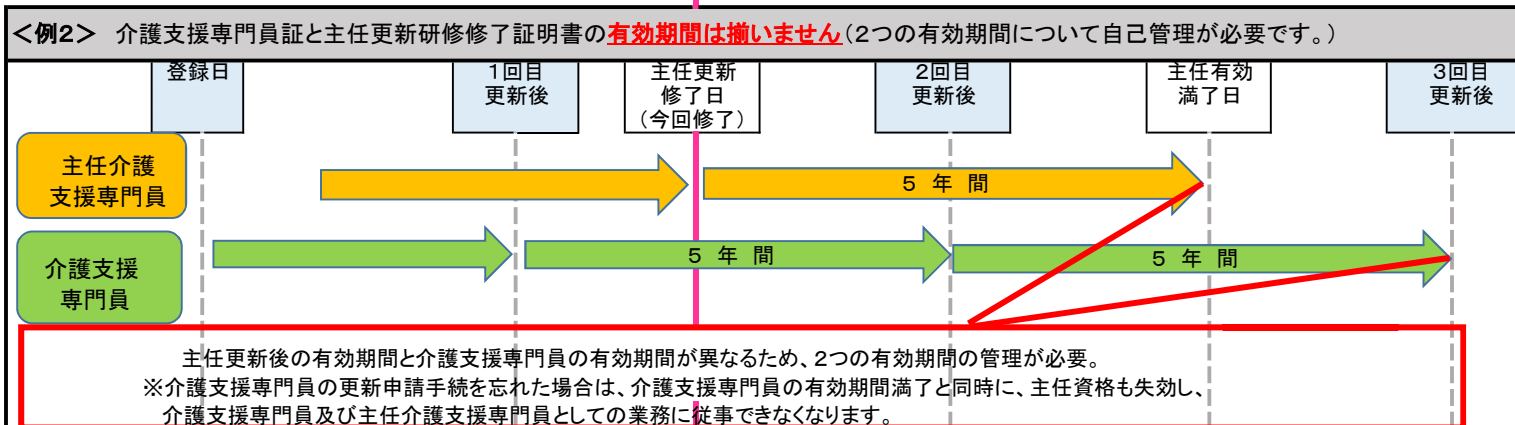
## 【埼玉県】 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間について

平成29年5月18日付老健局長通知により、主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

主任の有効期間より後に介護支援専門員の有効期間が満了する方の例



主任更新研修修了日



### メリット

- ・主任更新後の有効期間と専門員証の有効期間が同じになるので、有効期間や専門員証の更新の管理がしやすくなる。
- ・更新研修を受講する時期がわかりやすくなる。

### デメリット

- ・介護支援専門員の有効期間が、今回のみ、5年間より短くなる。
- ※次回の更新以降は、通常どおり5年間の有効期間となります。

### メリット

- ・介護支援専門員の有効期間が、前回から5年間となる。

### デメリット

- ・主任と介護支援専門員の有効期間が異なるため、2つの有効期間の管理が必要になる。
- ※主任の更新時期には研修の案内通知は届きません。
- ・両方の有効期間内に研修を修了しなければならない。